

静岡市の風致地区について

■風致地区の目的

- 風致地区とは、樹林地、水辺などの良好な自然的景観を維持するために定める地区で、静岡市では、10地区、約2,760.2haを指定しています。
- 風致地区内では、宅地の造成や建築及び木竹の伐採等の行為について市長の許可が必要であり、その基準は「静岡市風致地区条例」において、風致地区の種別ごとに定めております。

■静岡市の風致地区の位置



■各風致地区の面積

番号 風致地区名	第25号 城内	第26号 賤機山	第27号 谷津山	清水区は第23号 駿河区は第28号 有度山	第29号 大浜久能海岸
第1種風致地区	0.0ha	約186.1ha	約81.6ha	約1,686.8ha	約44.3ha
第2種風致地区	約28.5ha	約2.9ha	約9.8ha	約241.0ha	約28.1ha
合計面積	約28.5ha	約189.0ha	約91.4ha	約1,927.8ha	約72.4ha
番号 風致地区名	第30号 向敷地丸子	第31号 大崩	第21号 横砂山	第22号 三保久能海岸	第24号 清見寺
第1種風致地区	約96.0ha	約196.4ha	約45.2ha	約88.6ha	約21.0ha
第2種風致地区	0.0ha	0.0ha	約1.4ha	0.0ha	約2.5ha
合計面積	約96.0ha	約196.4ha	約46.6ha	約88.6ha	約23.5ha

■建築物の高さ、建ぺい率などに関する許可基準

種別	高さ	建ぺい率	道路からの後退距離	隣地からの後退距離	地盤高低面差	緑地率
第1種	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	6m以下	50%以上
第2種	15m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	9m以下	30%以上

■各風致地区の特性

◆第25号 城内風致地区



駿府城のお堀が残され、歴史性を感じる地区となっています。また、静岡市の中心市街地に位置し、学校や文化会館、体育館などが集積しています。

◆第30号 向敷地丸子風致地区



市街地に隣接した丘陵地で、みかん畑や茶畑などの農地として利用され、地域の郷土景観を形成しています。

◆第26号 賤機山風致地区



市街地景観の背景となる丘陵地で、斜面地はみかん畑、山頂部にはソメイヨシノなどが植栽されています。また、山麓部には、浅間神社を代表とする社寺が点在し、歴史性のある地域となっています。

◆第31号 大崩風致地区



大崩海岸は、高さ100m～200mの海食崖の海岸線が続く独特な景観を有し、背後にはコナラなどの二次林が見られ、良好な自然景観となっています。また、みかん畑などの農地利用も見られます。

◆第27号 谷津山風致地区



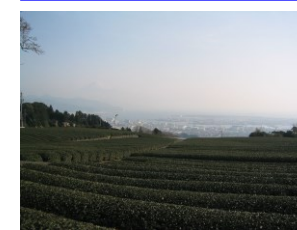
市街地景観の背景となる丘陵地で、市街地景観にゆとりを与えています。また、山麓部には、護国神社を代表とする社寺が点在し、歴史性のある地域となっています。

◆第21号 横砂山風致地区



横砂山は、茶やみかん畑などの農地として利用され、郷土景観を形成しています。

◆第23号・第28号有度山風致地区



市街地に隣接する豊かな緑を有する丘陵地で、眺望景観に優れ名勝地にも指定されています。その他にも、社寺やレジャー施設、学校、団地、農地など多様な土地利用が行われています。

◆第22号 三保久能海岸風致地区



駿河湾に面した砂浜と松原の景観が連続した良好な自然景観を有し、富士山の眺望景観にも優れることから名勝地にも指定されています。

◆第29号 大浜久能海岸風致地区



駿河湾に面した砂浜が連続し、良好な海岸景観を有し、松の人工林や駿河湾の景観にも優れています。

また、第2種風致地区では、宅地開発や土地区画整理事業が進められています。

◆第24号 清見寺風致地区



清見寺は名勝に指定され、清見寺の裏山にはシイやタブの照葉樹林が見られ、清見寺の歴史的雰囲気を高めています。